

諮問第571号
環自野発第2205182号
4環バ第30号
令和4年5月18日

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり 殿

環境大臣 山口 壯
(公 印 省 略)

農林水産大臣 金子 原二郎
(公 印 省 略)

特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の変更について（諮問）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）第3条第4項において準用する同条第1項の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針（以下「基本方針」という。）の変更について、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

法の施行の状況について、令和3年8月から中央環境審議会において審議が行われた結果、令和4年1月に同審議会から「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」について環境大臣及び農林水産大臣に答申がなされた。この答申を踏まえ、第208回国会において「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、令和4年5月に同法律案が成立し、公布された。

このため、改正事項で新たに規定された、要緊急対処特定外来生物の選定に関する基準等を盛り込むため、基本方針を変更する必要があることから、貴審議会の意見を求めるものである。

中環審第1221号
令和4年5月27日

中央環境審議会 自然環境部会
部会長 武内 和彦 殿

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり
(公 印 省 略)

特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための
基本方針の変更について (付議)

令和4年5月18日付け諮問第571号、環自野発第2205182号をもって環境大臣より、4環バ第30号をもって農林水産大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、自然環境部会に付議する。